

## 【子育て支援センター】施設利用に際しての予防対策ガイドライン

令和2年5月 22 日制定

令和2年9月1日改定

佐渡市子ども若者課

新型コロナウイルス感染拡大防止と子育て支援センター(以下「センター」という。)での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、センター内における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

### 1 対策の期間

○9月1日から当面の間

### 2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、センターの規模や利用の形態を十分に踏まえて、センター内及びその周辺地域において、職員並びにセンター利用者(以下「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場所では感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これらを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底する。

### 3 具体的な対策

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、職員や利用者の動線や接触等のリスクを評価するとともに、実施事業によっては多数の人の移動等が想定されることもあるため、③集客施設としてのリスクや④地域における感染状況のリスクにも留意し、以下の対策を講じた上で利用させること。

#### (1) センター使用における感染防止対策

- ① できるだけ人との接触を避け、対人距離を最低1m(できるだけ2mを目安に)確保する。
- ② 館内各室の利用人数の制限(利用人数を減らして間隔をあける、互い違いに着席する等)。
- ③ その他必要な感染症予防対策(施設入口での手指消毒の実施等)を講じる。
- ④ 具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断される場合は、利用者に対して、利用の自粛を促す。

(2) 利用者の安全確保のために実施すること。

① 次の項目に該当する方の利用は控えるよう周知する。

- ・37.5 度以上(又は平熱比1度以上)の発熱がある場合
- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ・過去2週間以内に感染流行地への訪問歴があり、発熱・息苦しさ、強いだるさや、

喉・咽頭痛などの症状がある場合

② 利用者の氏名及び緊急連絡先を把握するため、利用者に対して利用者名簿の記入を求める。また、利用者の情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

③ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。

④ 玩具、備品等については十分な消毒を行うものとするが、十分な消毒が行えない場合は、貸出を行わないこととする。

⑤ おたより、パンフレット等の配布物は、手渡しで配布しない。

(3) 職員の安全管理のために実施すること

① 職員に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に 37.5 度以上(又は平熱比1度以上)の熱が記録された場合や、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果は子ども若者課で記録する。

② 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。

③ 職員に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(4) センター利用に当たって特に留意すべきこと。

① 各センターにおいて、できるだけ人との接触を避け、対人距離を確保できる人数に制限する。

② 施設利用中に感染が疑われる者がいた場合、以下のとおり対応する。

- ・速やかに別室へ隔離を行う。
- ・対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- ・感染が疑われる者が利用した部屋の換気を行う。
- ・職員は保健所と連携し、濃厚接触者調査への情報提供に協力するとともに、施設の消毒や管理について相談・指導を受ける。
- ・状況に応じて、施設を閉鎖する。

(5) 施設管理

① 清掃、消毒、換気を実施する。

- ② 特に、他者と共有する物品(玩具、ペンなど)やドアノブなど手が触れる場合は定期的に消毒を行うとともに、手が触れる機会が最低限となるよう工夫する。(例:ドアを開けておく。)
- ③ 高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すりなど)については、定期的に消毒を行う。
- ④ 施設内での飲食は、最低1m(できるだけ2mを目安に)間隔をあけて着座し、対面での飲食とならないよう位置を工夫する。
- ⑤ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ⑥ 清掃、ゴミ(紙おむつ等)は密封し、廃棄を行う場合は、マスクや手袋の着用を徹底し、廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。

(6) ロビー、休憩スペース、授乳スペース

- ① 間隔を置いたスペースとなるよう工夫する。
- ② 定期的に換気を行う。
- ③ テーブル、いす等の消毒を定期的に行う。

(7) トイレ

- ① 不特定多数が接触する場所(便器、床、ドアノブなど)は、清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

(8) 広報・周知

職員並びに利用者に対して、次の事項を周知する。

- ・社会的距離の確保の徹底
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・健康管理の徹底
- ・差別防止の徹底
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応

○利用者名簿

施設名: \_\_\_\_\_

利用日: 令和2年 月 日

施設で感染者が発生した場合に保健所に連絡できるように使用するものですので、  
ご協力をお願いします。

No.	氏名	地区(行政区)	電話	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				